

【遺言執行報酬規定 B(不動産なし)】

下記の一覧表をもとに、執行対象財産額に下記の率を乗じた額の合計額が、遺言執行報酬となります。



執行対象財産の価額	報酬 (税別)	
	相続税申告なし	相続税申告あり
3000万円以下の部分	250,000円	350,000円
3000万円超 5000万円以下の部分	0.20%	0.25%
5000万円超 1億円以下の部分	0.15%	0.20%
1億円超 3億円以下の部分	0.13%	0.18%
3億円超 5億円以下の部分	0.11%	0.16%
5億円超の部分	0.10%	0.15%

(注1) 執行対象財産の価額は相続開始時の価額となります。

(注2) 上記報酬には下記の費用は含まれておりません。

税理士報酬、弁護士報酬、戸籍証明書等の取得費用・郵送費等の実費

(注3) 手続き対象となる金融機関(証券会社を含む)の数が5行を超える場合には、1行あたり30,000円(税別)の報酬がかかります。

(注4) 執行対象の財産に現金及び非上場株式は含まれません。

<報酬例>

財産が5,000万円で申告なしの場合 → 遺言執行報酬：290,000円

・3,000万円以下の部分：250,000円

・3,000万円超5,000万円以下の部分：40,000円

財産が1億2,000万円で相続税申告ありの場合 → 遺言執行報酬：536,000円

・3,000万円以下の部分：350,000円

・3,000万円超5000万円以下の部分：50,000円

・5,000万円超1億円以下の部分：100,000円

・1億円超3億円以下の部分：36,000円